

徳川時代中期の衣紋道高倉家の門人の一考察

——『御門弟名籍』をめぐって——

中 澤 伸 弘

一、

我が国の朝儀の装束は平安時代末の頃に装束の生地に糊を効かせてその地質を固め、威儀を整へて着用することが主となった。これを装束の強装束化と言ふ。ここを以てその着用とその専門の技術を有った人が必要となり、装束を形良く着せつける衣紋道が興った。以後時代の変遷の過程で、様々の変化があつたやうだが、山科、高倉の両堂上家が家職としてその故実を伝へた。元来この衣紋の故実は宮中特有のものであつたが、足利將軍家以来、武家の服制も束帯等の公家の装束の着用に及び、徳川時代になると主に山科家は朝廷禁裡の衣紋を仕切り、また高倉家は仙洞、將軍家柳宮武家方の衣紋を司る慣はしとなった。殊に高倉家は明暦の頃に幕府から衣紋方として廩米二百俵を給され、江戸に邸宅を設け、高倉永慶が折々東下してその教授に当

たつた。両家ともに門人を取り、その技術を伝授したのであるが、その実際については不明な点が多い。

ここに紹介する『御門弟名籍』は徳川時代中期以降の高倉家の衣紋道の伝授に当り、その門弟の入門の名前を連ねたもので、高倉永雅の門人で江戸にこの衣紋道を弘めた松岡辰方をはじめとする、松岡家の旧蔵のものである。門人の名とその入門年月を記す程度の物であり、今までさまで注目されてはゐなかつたが、この時期に如何様に衣紋道が伝授されたかのその實際を伺ふに足るものである。以下この名籍簿から幾つかの点を考察する。

二、

『御門弟名籍』は三冊で宮内庁書陵部所蔵写本（請求番号二〇七の七九五）。縦二三、五糎。三冊ともに「松岡文庫」「帝室図書」の蔵書印があり、松岡家から宮中に献納され

たものである。

その内容については左の通りである。

『御門弟名籍』一 一二四丁

高倉永慶以下、永敦、永福、永房、永秀、永範の堂上方の門人（明暦元年から文化八年）、ついで同じく高倉五代の武家大名門人の名があがる。次に「地下御門弟名」として「永敦卿御門弟」から宝暦七年の永秀卿の門人までの名があがる。⁽¹⁾

『御門弟名籍』二 一〇二丁

同じく地下門人で卷一に続き「永範卿御門弟」として宝暦九年から寛政十二年までの名があがる。

『御門弟名籍』三（表題に「御門弟帳」とあるのを「帳」を見せ消ちにして「名籍」と改）六八丁

同じく地下門人で卷二に続き、享和元年の永範の門人から始り、永範薨去後の弘化四年までの門人の名がある。

三冊ともここに書かれてゐる人物は京、江戸が混在して書かれてゐる。武家と言つても必ずしも江戸での入門とは限らなく、京に出京した折の入門も考へられよう。⁽²⁾ 本来は京、江戸と別に纏められてゐたのであらうからそれを入門日付順に整理し、書き直した物ではないかと思はれる。または、年ごとに整理されて成つたものを、ある時に書写したのもとも思はれる。其れはたとへばこの帳の文政元年の項は四

月改元なのに既に二月の入門記事に「文政元年」と記述してゐるからである。かやうに改元の年の記述をみればそのことは明らかである。また三冊とも筆跡が区々であり、必ずしも一人の手であるとは言へない。時代の変遷と共に時々纏めて加筆されてきたものとも思量される。

その記載内容については「入門月日」「所属」「氏名」を必ず書き、時にその人物の家系、入門取り扱ひ者の名や習得の衣紋の記事がある。

例へば享和元年のはじめは

二月八日 一條殿家 森沢刑部大丞

故多膳倅 繼目 口入 市原義兵衛

同月廿二日 松平下総守内 松田多膳

三月十三日 浪人 後西尾隠岐守内 宮城甚兵衛
とある。一條家の森沢は京の門人、松平下総守の松田多膳は江戸の人であらうから先にも述べた通り、その混在が伺へる。

また三冊目途中の「文政元年」の項には「是ヨリ江戸斗」と書き付けてあるやうに、其れまで混在して書かれてあつた京の門人の名は以下なく、江戸在住者ばかりが記されてゐる。

この『御門弟名籍』は江戸に高倉衣紋道を弘めた松岡家の旧蔵と先に書いたが、この辰方、行義、明義三代の松岡家について触れておく。松岡辰方は平次郎、又清助、清左衛門と称した。筑後の久留米藩士で江戸に在住した。学を好み、和学講談所に出仕して塙保己一に学び、公家の故実には堂上の高倉永雅に、また伊勢流の武家故実を伊勢貞丈の孫にあたる貞春に学んだ。著述に『冠帽図会』、『織文図会』などがある。辰方は天保十年に年七十七歳を以て逝いたが、高倉衣紋道を江戸に弘めた功績は高い。松浦静山はその『甲子夜話』にこの事に触れ、江戸に高倉衣紋の組が七組あるとしてゐて、その桜田組は辰方が組織したものであると言ふ。「方角にて其党を立てて今は盛なることなり、この組と云は七党あり、一は丸之内組、一は下谷組、一は糀町組、一は山の手組、一は糀町新組、一は今忘る、以上以前よりの組なり、桜田組は其外にして清助が興立せる近來の組なり、これにて七党とぞ」ここに言ふ清助は松岡辰方のことである。

徳川時代の中期以降は世は泰平にあつて、古儀の再興の時に当り、斯様な有職故実の研究が記録の他にその実物を用ゐて実際の考証がなされ、更にその学を深化させた時代であつた。辰方のこの方面の研究はさらに子の行義、孫の明義に伝へられた。行義は次郎太郎と称し、高倉衣紋方の

会頭としてその中心的な活躍をしたことはこの『御門弟名籍』からもわかる。さらに伊勢貞丈の文献のみの考証を批判して遺品の調査や復元、長らく杜絶した犬追物の再興や中古の甲冑の復元に取り組み、その学に寄与し、幕末の嘉永元年に年五十五を以て逝いた。主な著述に『武家名目抄』、『後松日記』などがある。孫の明義は重三郎と称し、祖父以来の家学を伝へ、有職故実に詳しく、維新後は神祇権大史に任ぜられ、その家学により古事類苑の編纂に協力、また皇典講究所教授となつた。明治二十三年に年六十五を以て逝いた。この松岡家の蔵書はのちに宮内省に献納され、この『御門弟名籍』が現在宮内庁書陵部に存するのも其れが為である。

三、

先にも触れたが、『御門弟名籍帳』の巻一の冒頭には高倉永慶から永範の歴代の当主が公卿や諸大名に衣紋を伝授した、その門弟の名が記されてゐる。これによつてこの巻一は永範の時代に纏められた可能性がある。この人数を一覧にしたのが「表一」である。これによると永慶、永敦の時代は公武共に十名に満たない数であるが、徳川時代中期、天和の時代以降の永福の時から公卿には多くの入門者を抱へることになる。さらに永範の時には大名にも三十四名の

表一『御門弟名籍』巻一記載 公卿・大名等門弟数

当主	公	武	備考（公家入門）
高倉永慶	7	4	明暦元（白川雅高）―寛文四、五
永敦	8	2	寛文四、十一（花山院定識）―延寶三（東園）
永福	43	20	天和二、一（中山篤親）―享保十、一（梅園久季）
永房	33	8	享保十一、五（葉室頼胤）―寶暦二、一（堤榮長）
永秀	1	0	寶暦五、十二（滋野井公麗）
永範	42	34	寶暦十二、一（堀川康実）―文化八、二（東久世通岑）
			寛文四、九薨
			天和元、十一薨
			享保十、四薨
			寶暦五、五薨
			寶暦十、五落飾
			文化二、八薨

入門を数えることになる。公卿や大名の当主の入門がある以上、その家来、家臣、諸大夫の入門が増加するのも当然であつた。永秀にその門人が極端に少ないのは、彼が竹内式部の宝暦事件に連座して落飾を命じられたことによるものである。

それでは入門した門弟は実際にどのやうな衣紋の技術を習得したのであらうか。そのことは残念ながらここには記されてはゐない。ただ、永房の享保十一年以降、永秀の宝暦に至る、約二十年間の門弟名には、これも全てではない

ものの、その伝授習得したと思量される衣紋の種類名が氏名の脇に加筆されてゐる場合がある。「表二」はそれが書かれてゐる巻二のその二十年間からその衣紋伝授の名を抽出して一覽にしたものである。氏名のみ書かれてゐてその衣紋伝授の名が書かれてないものもあるもので、その実際は更なる数になるであらうが、その一端が伺へるであらう。享保から宝暦にかけては衣紋の需要が増えた時代でもあつた。³⁾

これによると高倉家の衣紋伝授には朝廷の大儀の折に着用の「礼服」、武官の制服である「闕腋」の束帯の袍、その束帯の一具として帯剣時に太刀を着ける緒の「続平緒」、ここでは後世に成立した、其れを簡略化した「切平緒」ではなく、古制の長いままの「続平緒」であることに注目したい。またその束帯の武官の付属の威儀物である「胡籙」があり、また諸大夫の略式の着用としての「水干」、神事に用ゐる「小忌」があつたことがわかる。ここでその数が唯一多い「雛頭」とは、束帯の下襲の裾の先を石帯の紐の下に挟み込み、両手を煩はせずに歩行、乗馬を便ならしむるもの（仙石宗久氏御教示）で図二の如き形からこの名がついた。公武ともに一番多いのはこの「雛頭」である。また公武共に次いで多いのは「闕腋」の束帯の袍でありそれに伴ふ続平緒と胡籙は一揃への組で伝授されたのであらうか。

表二 高倉家『御門弟名籍』による教授内容と人数

延享元		元文五		元文四		元文二		享保二十一		享保十八		享保十七		享保十六		享保十五		享保十一		永房卿		年次	
武	公	武	公	武	公	武	公	武	公	武	公	武	公	武	公	武	公	武	公	武	公	別	公武
		1	1				6															礼服	
2		8	4			10	10	1				1		4				4				關脇	
		5				6	2	1						3				3				続平緒	
3		13		1		13	10	2				1		3		1		4				胡籙	
3		14	3	1		9	14	3		1		1		5				4				雛頭	
		5				4	3							1				2				水干	
		4				1	9							2								小忌	

寶曆七		寶曆五		永房卿		寶曆五		寶曆三		寶曆二		寛延四		寛延二		寛延元		延享四		延享三		延享二	
武	公	武	公	武	公	武	公	武	公	武	公	武	公	武	公	武	公	武	公	武	公	武	公
1														1	1								
1	1	1	3	1		2	3	2		4	4	3	6	1	1	2	1	4	2	6			
1						1	1							1		1		2		1			
8		2		1		3	4	2	1	2	1	3	1	1		3	1	4		9			
11	2	6	3	3		10	6	2	2	3	5	7	3	1	1	4	2	5	2	16	3		
1																1							
1																	1						

高倉家がその束帯の着用に山科家とは又違ふ故実を教へ、更に武家方面にもその勢力を伸ばしたのは、この「闕腋」の束帯の袍の故実を以てのことであつたのであらう。ただこれはどのような場面を着用したのかが疑問である。公卿であつても朝儀で武官代を勤司するときは「闕腋」の束帯の袍を着用したが、武家においてはどうかであつたのであらうか。闕腋の袍を着て、胡縵を負ふのは当時は將軍家の警固の「隨身」の装束であつたが、その為としては余りにも数が多い。年賀などの登城の儀式、將軍宣下などの特別な儀礼でも、束帯や衣冠を着用したのは上級の武家であり、それ以外の式服は大紋や素襖であつた。それでも先に記したやうに江戸の町に衣紋の組が存在するほど何かしらの需要があり、それが為にこのやうに名簿が出来るほどに入門があつたのである。

四、

「表三」は卷三の冒頭の享和元年から、その記録の終はる、弘化四年までの約五十年間の公家の諸大夫や家臣、武家方の幕臣や大名家の家臣や臣下の入門者の人数を纏めたものである。文政元年冒頭には「是ヨリ江戸斗」とあつて内蔵寮の官人が一人入門してゐるものの、以後京方の入門については書かれてゐない。これは文政元年以降は後述す

るごとく松岡行義の江戸での指導の独自の確立を意味してゐると思はれる。本名簿がどのやうに編纂されたかは明らかではないが、本拠地を京都に置き、江戸に出張所的な場所を設け、その二箇所⁽⁴⁾で入門、伝授をしてゐたのであらうから、この名簿が住居地や、その公武の身分に関係なく、入門の月日の順に記載されてゐることは、京と江戸とで互ひに情報が交換され、例へば一年ごとに纏めて清書するなどの事をしたからであらう。文化十四年までは京、江戸の入門門弟の名を纏めたものに拠り、これ以降は松岡家の江戸での活躍を示すものとなつてゐるのである。

文政元年以降は当然のこととしても、それ以前においても武家方の入門が多いのに気づく。またこれも全てではないが、入門に当たり、その口入、取次の名前が書かれてゐる。「表三」にはその取次者の名と取次をした人数を挙げておいた。これらの取次をした人物は、入門の取次をする、謂はば保証人とでも言ふべき立場のものであるから、当時の高倉家との何らかの関係、または既に衣紋の免許皆伝などの地位にゐたものであらう。例へばここで天保五年に取次役をしてゐる、田畑清大夫は享和二年の入門者である。そしてそれが幕臣、旗本であつたり、諸大名の家臣であつたりと言ふ種々の身分であり、しかもその倅や孫なども世襲して入門してゐることが特筆出来る。

表三 『御門弟名籍』 卷三 記載 内訳数

年次	総数	公家	武家	浪人	其の他	取次者（その人数）
享和元	14	3	8	3		市原義兵衛 1 大山万蔵 1 松岡平次郎 1 斎藤祖左衛門 1 増田吉左エ門 1 関助左エ門 2
二	7	1	5	1		相田友之進 1 大山万蔵 1 菅沼刑部右衛門 1 伊藤源吉 1 宮城甚之助 1 木村力蔵 2 素記大口門 1
三	8	1	7			
四	2					
文化元	14	4	10			
二	11	1	9	1		
三	19	2	16	1		松岡清助 2 小林儀右衛門 2 岩田幸蔵 1 秋池勲右衛門 1 伊藤五郎兵衛 1
四	19		18	1		松岡清助 3 小林儀右衛門 1 岩田守三郎 1 牧宗右エ門 1 松波丹後守 1 森田十助 1
五	11		8	3		松岡清助 2 伊藤弥中衛 1 田村善次郎 1 関又右エ門 1 吉田丈助 1
六	14	6	8			植田弥十郎 1 森下弥一兵衛 1 田村善次郎 2 大羽弾司 2 松波丹後守 5
七	22	4	14	1	3	松岡次郎三郎 5 佐川田山三郎 2 田村善次郎 1 熊生弥五郎 1 新田和泉守 1 高山甚助 1
八	29	14	13		2	松井五兵衛 1 諏訪宜理 1 片岡八郎右エ門 1 近藤詮 1 和田右兵衛 1 田代弼 1 会頭 3 長田文右衛門 1
九	18	4	14			松岡清助 3 五十川左中 1 田村善次郎 1 大羽所右エ門 1 大原直太郎 1 藤井土佐掾 2 会頭 2 行
十	11		10	1		事官大和守 1 関又右エ門 1 大原道太郎 1
十一	41	11	28	2		松村与右衛門 2 小林儀右エ門 1 遠山弥右衛門 1 深川増五郎 1 堀川弾正忠 1 会頭 1
						松岡清助 3 菅沼刑部右エ門 1 三浦平太夫 1 大羽倉太 1 河本文太郎 1 山崎十蔵 1 会頭 1 松岡次郎三郎 3 森田十助 1 内藤孫之進 1 西池主殿 1 秋池勲右衛門 1 記□東吾 1 主斗頭殿直 3

十二	十一	十	九	八	七	六	五	四	三	二	文政元	十四	十三	十二
18	21	57	7	6	12	11	30	12	9	14	18	22	56	41
											内 ● 1	15	8	7
14	21	56	7	5	9	11	27	12	9	14	15	6	47	30
3		1		1	3		3				2			4
(神機) 1												天 生 宮 1	眞 光 院 1	
松岡清助 2 小林儀右衛門 1 田村善次郎 5 岩田守三郎 2 馬場次郎左衛門 1 清水亘理 1 会頭 5 松岡次郎三郎 5 森田十助 4 田中小十郎 1 伊木七郎右衛門 1 中川与一 2 川副七二郎 1 北小右衛門 1 町田桂助 1 甘鍵頼母 1 勝与八郎 1 山本弁丞 1 大竹伝右衛門 1 松岡清助 2 田村善次郎 1 田村□助 1 中川与一右衛門 1 菅沼縫之丞 1 神戸平太夫 1 松岡次郎太郎 1 木村定次郎 2 渡辺寛右衛門 1 田村節藏 1 後藤理左工門 2 松井五兵衛 1 佐俣平兵衛 1 五 十川左伸 1 山田阿波介 1 曾根□工門 1 高江美都喜 1 近藤澤右工門 1 御直御頼 3 藤井土佐掾 1 山崎十藏 2 山田阿波介 1 明倉越前 1 野村撰津守 1 高江美都喜 1 是ヨリ江戸斗 松岡清助 1 小林儀右衛門 1 田村節藏 1 佐俣平助 1 木村定次郎 1 右寺多仲 1 松岡次郎太郎 1 高江美都喜 1 松岡次郎太郎 5 国本斎之丞 1 手嶋国之助 3 □羽覚藏 1 田村善次郎 1 大竹伝右工門 1 松岡次郎太郎 5 平田武左工門 1 佐俣平斎 3 森田三助 1 森茂兵衛 1 大山十藏 1 田畑準太 1 田村善次郎 1 深川惣右衛門 1 後藤治部之助 1 富永官左工門 1 松岡次郎太郎 4														

天保元	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	弘化二	三	四
9	13	9	4	9	9	5	48	7	9	11	14	15	6	6	37	26	16
8	13	8	4	9	8	5	48	7	9	10	14	15	6	5	37	26	16
1		1			1				1					1			
松岡次郎太郎5 高杉又兵衛2 田口惣右エ門1	松岡次郎太郎1	松岡次郎太郎2 武谷新右エ門1 梨羽近作1 杉本大七1 松井五兵衛2 佐藤新三郎1	松井五兵衛1 田村節藏1 本間束1	田畑清太夫2 □田源吾1 西部忠三衛門1 関口量午1	松井五兵衛1 田村節藏1 梨羽近作1 西村助兵衛1 小□辰右衛門1	松岡次郎太郎4 次郎太郎内弟子1 宇宮太兵衛1	松岡次郎太郎3 田村節藏2 木村茂兵衛7 深川増三郎2 湯浅速水1 川原塚小太郎1 田口吉之助 1 片岡勇1 大谷小仲太1 吉田直藏1 本間与一2 田中四郎兵衛1 ※徳川家慶將軍宣下	松岡次郎太郎1 木村茂兵衛1	松岡次郎太郎2 深川増三郎1 正木莊兵衛1 田中午三郎4	松岡次郎太郎1 佐藤新三郎1 本間与一1	松岡次郎太郎1 本間与一1 田口惣右エ門1 森田十郎2 伊藤次三郎1 志道所縁1	松岡次郎太郎7 渡辺直記1 松田孔平1	田村節藏1 大谷小中太1	松岡重三郎1 本間与一1 平澤大深□1	松岡次郎太郎2 松岡重三郎1	松岡重三郎2 七嶋七兵衛1 深尾七郎太郎1 塚本伊三太1 田村□三郎2 和田覚左エ門1 塚本彦太郎1 河井小兵衛1	松岡重三郎1 本間壯太郎1 石田□五郎1 宇宮雄輔1 少島米太郎1 田中兵五郎1 松井五兵衛1 諏訪又左エ門1 高杉小左エ門1 井出丞一郎1 渡辺直記1

松岡家については、松岡清助（辰方）の入門年は確かではないが、その息、次郎太郎（行義）は文化四年八月二十一日に入門してゐる。「有馬中務大輔内 松岡次郎太郎行義」と見え、大久保安芸守内河野小八勝安とともに入門と記載されてゐる。十四歳の時であつた。この行義はその七年後の文化十一年に取次役をして三人を入門させてゐる。その子重三郎（明義）は天保八年八月晦日、十二歳の時に入門してゐる。「清左衛門孫 御推許 松岡重三郎」と見える。辰方の孫と書かれ、辰方との関係か、推挙（許）があつたことが知られる。その七年後の天保十五年には取次役をして一人を入門させてゐる。行義、明義ともにかなりの若年での入門となつてゐて、早くからの活躍が伺へる。松岡家は別格ともいへやうが、他の世襲の入門者もこのやうに若年での入門であつたことが言へまいか。

また衣紋は世襲して入門、伝授されたやうであり、門弟が相互にその取次などに当たつたやうである。菅沼刑部右衛門の倅の取次は小林儀右衛門が勤めてゐる。表に見える取次役の世襲の例としては文政五年の二月二十九日の項に田村善次郎倅倉治郎（松平淡路守殿内）がゐ、同日に、清水亘理の倅称太郎（中條河内守殿内）も入門してゐる。殊に清水称太郎の名の脇には先に見た松岡明義同様「御推許」の字が書かれてゐるのは推薦があつたことを示すのであらう。

佐俣平助の倅平之允（水野健治郎殿内）は同年三月の入門でありその取次は後に名の出る富永官左衛門がしてゐる。文化期に取次として名に見える大羽禪司の倅十之助（松平右□頭殿内）は文政七年四月入門、同日に秋池弥勲右衛門の倅孫二郎（松平右京大夫殿内）も入門してゐる。また五十川左中の倅治郎之助（水野出羽守内）は天保二年の入門である。このやうに親子しての入門が行はれその子が又取次をして門人の維持増加に寄与してゐたのである。

「表三」の武家方の入門数を見ると、四十人を越える年がこの五十年間で三度あつた。文化十三年、文政十年、天保八年である。この年に京または江戸に於いて何かしら衣紋の需要がある大儀があつたかと言ふと文化十三年、文政十年にはさしたることはない。一方天保八年には九月二日に將軍徳川家慶の將軍宣下が行はれてゐる。この年は五月頃から入門が増え、儀式前の八月が最多であり、其れまでに四十一人が入門してゐるところからこの数は家慶の將軍宣下と深く関わりがあつた事と思はれる。

五、

入門後ある程度年月が経ち、またその技術をよく伝習した者は「会頭」となつたやうである。この門弟簿の名に会頭の書き付けの有るものを例として幾つか次にあげておく。

これによると京と江戸にそれぞれ会頭がゐたこととなる。

永福卿門人

京都頭

御厨子所頭

高橋采女正

京都頭

樋口殿家

岡田近道 改爲休

江戸頭

西園寺殿家

後大久保加賀守内北沢源左

衛門

改平瀬四郎兵衛

元文巳年

延享五六五死

水干 胡 雛

頭 闕腋

続平緒以上御伝授在之

江戸頭

二條殿家

後小笠原右近将監内

白井甚

左衛門

改彦小五郎又改久兵衛

元文巳十一年

明和元六廿死

宝暦十

辰正月

老年故御免拝勤

水干 胡

雛頭

闕腋

続平緒 小忌

江戸頭

松平左兵衛督内

安西一学

改弥五左衛

門

江戸頭

江戸浪人

石谷織部

改権左衛門

元文二巳十一年

延享元五九死

水干

胡

雛頭

闕腋

続平緒

京都頭

柳原殿家

吉川友之進祐良

改永野玄蕃

又改蒔田又改任図書允任対馬

後雜掌二成会頭辞

宝暦十一巳年五月友

□辞隠居改道休

京都頭

非藏人後院上北面

藤野井但馬守任織部

正

水干 胡

雛頭

闕腋

礼服

この後に藤野井遠江が同じく京都の会頭になつてゐるが、その関係はあるのであらうか。

江戸会頭寛延三年十ヨリ

関助右衛門改佐平

宝暦

九年十二月辞

水干

胡

雛頭

闕腋

続平緒

以上が永福卿門人の会頭である。このほかに江戸会頭が二人、京都頭が三人ゐるので都合十五人（江戸七人、京都八人）となる。次の永福卿が享保十年からであるから、これはそれ以前の数である。

六、

「表三」をまた別の角度から眺めてみる。これは享和元年から約五十年間の一例を挙げただけでははるが、ここに浪人の入門が多いことに気づく。その浪人のところを見さに見ると、ある人物は「後□□守御家来」などとの記載のあることがある。これは浪人であつた者が後に大名家等に仕へた事を示してゐる。これだけの記事では明確には言へないこともあるが、大名家への出仕には衣紋の資格が必要とされてゐたとも言へよう。それを示す傍証に本書に綴ら

れてゐる次の様な書翰がある。

四月廿一日

京地別紙之通□被下候ニ付 則写御通達申候 御組合

栗津大和守 判

中様不残様御通達御座候 □□候も京都回□之処 私

共ニモ甚恐入迷惑仕罷在候儀御座候 以来萬々一右躰

之儀有之候而ハ□楽ニ身前ニ相掛相濟不申候事ニ御座

候間 此段新御門入願御取次之節者□□御吟味御糺シ

御取次御座候様奉存候 右一々得御□□(以下略)

月日

富永

一筆致啓上候 □御賢□御成御勤珍重奉存候 然者近

来何と無ク其御地入門之風儀不正族も有之様ニ相聞え

浪人と申事ニ而入門有之 入門相濟候得ば無間も諸候

方へ出勤有之 或者萬石以下二分家有之方其分家之家

来之由ニ而入門有之 入門後早速本家江出勤有之様相

聞甚以風儀不正左様之儀ハ有之間鋪事ニ候 全ク師家

取ギ之人 門弟之身分として其心底以之外之事に候故

も且各様ニも御吟味之様ニ被存急度も糺之儀可被申入

候得共 右躰不正之筋有之候ハ、其始末相糺夫々御主

人々々にも急度御付届ニ可被及候間兼而其段各様ニも

御心得被置此後御吟味有之候様ニ可申入置旨前宰相殿

被申付如斯御座候 恐惶謹言

栗津近江介 判

岩田幸藏様

小林儀右衛門、

深川勲右衛門、

森田十助、

大山萬藏、

富永官左衛門、

此の書簡は京の高倉家内の栗津近江守、大和守から江戸

の富永官右衛門宛てに出されたもので、富永は配下にあた

る江戸の門弟に宛てて本状を回覧したのであつた。年代は

不明だがここに見える人物は「表三」に取次役として名の

見える人であるので、時代の大凡はこの「表三」と同じい。

富永官右衛門は当時江戸の纏め役でもあつたのであらう。

子十蔵も門弟簿に見える。

さて書簡の内容だが浪人が衣紋を習得して、その資格を

利用して大名家へ出仕しようと試みるものがあてそれは

「風儀不正左様之儀ハ有之間鋪事」であり、衣紋道がその

やうな事に利用されるのは困惑である。以後そのやうなこ

とのないやうに「新御門入願御取次之節」は「御吟味御糺

シ」取り締まれとの文意である。これは裏を返せば、衣紋

が武家の年中行事の中で欠かすことのできないものになつ

立合順					安政二年歲次乙卯春改					中平家				
										松岡				
										伊藤務右衛門				
										深尾七郎右衛門				
										松岡重三郎				
										伊藤次三郎				
										中田孫太夫				

図一

てゐた表れでもある。

七、

本来公家の服制であつた衣紋の制度が武家方をも包括し、一つの組織化となつたことがこより伺へる。礼服、雛頭闕腋、胡籜、続平緒などの伝授講習が行はれて、多くの入門者がゐてその需要があつた事が明らかになつたことであらう。図一はやや時代が下がるが、安政期のその当番表である。ただ実際の着用の場がどのやうな時であつたのかはつきりとしてはゐないものの、武家の暮らしでも装束を着用する儀礼の場があり、その為に衣紋の着用に通じた者を抱へる必要があつた証である。本来公家の着用品であつた、束帯等の衣紋の故実が徳川時代には武家においても必要とされてゐたのである。武家向きの装束着用の衣紋故実を書いた『武家装束抄』は当時の実用の書物であり、武家の必備書とされた『武家覧要』や大野広城の『青標紙』が装束の記載があること、殊に後者はその図が詳細に亘ることが指摘できよう。また後世ではあるが明治になり編纂された、徳川の昔を偲ぶ『徳川盛世録』がその装束の着用に ついて細かに記すのも、当時の当然を回顧してでの記述に重きを置いたが為であらう。以上『御門弟名籍』の内容の概略と、そこから伺へる幾つかの事共を記してみた。今後

その入門者についての検討などまだ残された課題は多い。本稿成るにあたり、図書の閲覧を許された宮内庁書陵部に御礼申しあげ、また御協力頂いた、有職文化研究所の仙石宗久氏畏友の宮崎和廣兄に深謝致します。

註

(1)

大名並びに旗本には「関東御門弟」とある。また「地下御門弟」として永福卿の門人に名を連ねる人の肩書きには、公家方には花山院殿、妙法院宮御内、清閑寺殿、当家（高倉家）、伏見宮、春日社家、難波殿、下北面、楽人、女一宮、上賀茂、今出川殿、滋野井殿、一乗院宮、鷹司殿、非藏人、左官掌、飛鳥井殿、禁裏御内、近衛殿、野々宮殿、九条殿など、武家方には板倉内膳内、酒井左衛門尉内、松平陸奥守内、松平讃岐守内、大澤兵部大輔内、吉良上野介内、松平大和守内、細川越中守内、有馬玄蕃頭内、尾州、水野壱岐守内等公武とも多くの家名が見える。

(2)

例へば寛政八年正月十八日の条に「雲州國祖連子 千家清主俊信」と見える。俊信は出雲大社の連枝で、本居国学を出雲に弘めた人物として有名である。俊信はこの時上京してゐたのであり、この入門は京都のことであつた。

(3)

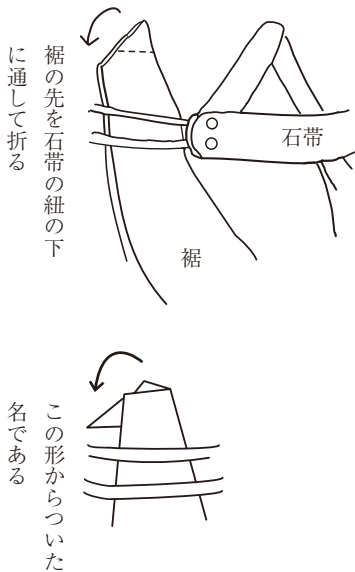
『武家装束抄』は宝暦十一年に平有之によつて書かれた。丁度その時代で、需要があつた証である。ここには「衣文の事は門に入らざる人にはいさ、かも語らるべからざるとなればしるさず」とある。この有之の名はこの『門

(4)

弟名籍」には見出せないが、同じく平有之の著述とする『職原抄述解』（国会図書館蔵）の巻首に「東都 平有之」とあり（宮崎和廣氏御教示）江戸の人であつたことがわかる。江戸にて衣紋の門といへば高倉流の門人であつた可能性が多い。このやうな秘伝の宣伝は更に入門者が獲得したことであらう。

前記した通り明暦期に江戸に衣紋を教習する場を設け、京江戸の二箇所で行なはれてゐた。この帳が松岡家のものであり、文政元年以後は江戸のみの記載となるのは江戸に於ける松岡家の擡頭を示すものである。一方高倉家の本邸は京の二階町東側にあつて、そこでも教習が行なはれてゐた。

（東京都立小岩高等学校教諭）



図二 簪頭